

行政文書非公開決定通知書

29 市室秘第 75 号
平成 30 年 1 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査・検討した資料（市長室分）
公開しない理由	請求に係る行政文書はいずれも取得、作成しておらず、不存在のため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先) 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

行政文書非公開決定通知書

29 観総第 10 号
平成 30 年 1 月 9 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査検討した資料
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、不存在のため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局総務課 TEL 052-972-3166

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

行政文書非公開決定通知書

29 健総第 57 号
平成 30 年 1 月 17 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査・検討した資料 (健康福祉局分)
公開しない理由	公開請求のあった行政文書については、作成又は取得しておらず、存在しないため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 健康福祉局総務課 TEL 052-972-2604

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先) 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

行政文書非公開決定通知書

29 住 総 第 46 号
平成 29 年 12 月 28 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査・検討した資料 ※住宅都市局分
公開しない理由	当該文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 住宅都市局総務課 TEL 052-972-2708

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)

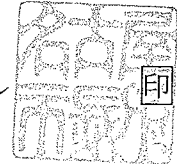
行政文書非公開決定通知書

29 土 総 第 57 号
平成 30 年 1 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし

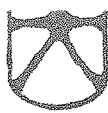


平成29年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査・検討した資料
公開しない理由	公開請求のあった行政文書は、作成又は取得しておらず、存在しないため非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 緑政土木局総務課 TEL 052-972-2802

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

29消総第86号
平成29年12月28日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市消防長 木全 誠一



平成29年12月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	〔平成29年12月18日開催 河村市長定例会見「ホームエレベーターは実は大変危険ですからね」の根拠がわかるもの〕 ホームエレベーターの危険性について、名古屋市が調査・検討した資料
公開しない理由	請求に係る文書を消防局において作成又は取得しておらず存在しないため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 消防局総務部総務課 TEL 052-972-3505

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)